

3 団体連携による 有機農業政策提言活動の紹介

有機農業の推進に関する基本方針の改定について

「有機農業推進法」の第2期の「基本方針」が4月25日に農水省のHPで告知されています。全文は以下の農水省のURLまたは全有協のサイトから見る事ができます。

<http://www.maff.go.jp/press/seisan/kankyo/140425.html>

この「基本方針」の改定に全有協の立場から関わってきた理事の本野一郎さんに経過を振り返ってもらいます。

3 団体連携による政策提言活動

有機農業推進基本方針は、有機農業推進法にもとづき有機農業団体と有機農業推進議連・農水省との意見交換を経て2008年に制定されました。これは法の定めにより5年ごとに見直すことになっており、一昨年(2012年)夏より見直しが始まりました。

この間、有機農業団体と農林水産省の間で、意見交換が精力的に続けられました。このなかで、全国有機農業推進協議会・日本有機農業研究会・有機農業参入促進協議会の3団体は、共通する提言をとりまとめ昨年(2013年)3月にこれを農水省に提出しました。

そして、この共通提言を基本におきながら、今年(2014年)3月から7月にかけて、農水省と有機農業関係者との意見交換が繰り返行われました。意見交換にあたっては、3団体が事前に打ち合わせをして臨むことが定例化し、一致する部分に関して追加提案を繰り返しました。これまで1団体だけで主張し、強く要望しても果たせなかった課題が、3団体の互いの立場を理解するなかで統一した意見として提案すると、具体的な文言として方針案に盛り込めることが多くありました。



有機農業推進小委員会および有機農業議連との連携

この結果、3団体による共同した提言は、概ね基本方針に取り入れることができました。さらに見直しを検討する食料・農業・農村政策審議会企画部会「有機農業の推進に関する小委員会」は、昨年(2013年)8月より4回にわたり開催されました。この小委員会には全有協理事長の金子美登さんをはじめ有機農業陣営が多数を占め、座長も有機農業関係者である蔦谷栄一氏が選ばれました。第1期の基本方針を検討したときの小委員会には、有機農業陣営からはただ一人、金子さんだけだったことを思うと、有機農業運動の力量の増大を感じさせる出来事といえます。

この結果、小委員会の検討内容は充実したものとなり、全有協の政策提言、3団体の共通提言をフォローする論点も多々出され、小委員会の議論をふまえたパブリックコメント原案が出されました。

また、有機農業推進議員連盟に対し、基本方針の残された課題をとりまとめ、3団体共通の要望書として提出しました。この要望は、議連総会当日においても、3団体が役割分担して訴えました。これにより議連に、新たに加盟してきた議員や新役員に、有機農業推進法を成立させた経緯や有機農業団体の協力体制を知らせることができました。

要望書の第1項目には、「有機農業者の意見の反映を図るために、全国レベルの推進委員会の設置をすること」とあり、この段階では「行政との恒常的な意見交換の場の設置」が基本方針に盛り込まれていませんでした。(HP上の要望書を参照してください)

基本方針への提言活動を振り返って

こうした経緯によって今年（2014年）1月のパブコメで公表された基本方針案は、そのまま4月の大臣公表となりました。ただ、1点だけ追加されたのが「会議」という言葉です。その部分は、基本方針・第4-2「その他有機農業の推進に関し必要な事項—有機農業者等の意見の反映」であり、「有機農業の施策の策定に当たっては意見の反映を図る」とあります。そしてその後、方法が列挙されていて「意見公募のの実施、現地調査、有機農業者等との意見交換、会議その他の方法により」となっています。

これが3団体名で要望していた「全国レベルの推進委員会」を設置する根拠となる部分です。これは、パブコメ後開催された第4回小委員会でも、「全国レベルの推進委員会の設置」が議論され、基本方針に書き込むべき、という総意がまとまった結果でもあり、議連総会への要望の結果でもあります。

有機農業推進法にもとづく第1期基本方針は、推進体制づくりを重点としてきました。これから始まる第2期の基本方針は、市町村レベルで、地域で有機農業を広めることが最重点課題となります。この課題にむけてこれまでの政策提言活動にとどまらず、推進活動においても3団体を中心とする有機農業団体の連携した取り組みが求められます。全有協としてオールジャパンを目指す働きかけは、引き続き継続するとともに、多くの人々の協力で方針に掲げることができた「会議」を、有効な形で具体化し活用していく必要があるでしょう。

2013年11月には千葉県にて有機農業全国交流集会を開催。

1年半にわたる政策提言活動の経験によると、有機農業陣営全体の合意形成を先行させつつ、統一して折衝すること、そして有機農業側と行政側が双方の立場・意見の理解を深めつつ、具体的文言を固めていくことが、政策実現の近道だといえます。またこれは、有機農業推進法という法的な方向づけがあるという新たな段階だからこそできる方法です。

この間、有機農業推進法に立ち戻り、活かすことを繰り返し訴えましたが、これが良い基本方針を作り上げた原動力となりました。これからも有機農業推進にあたっては、有機農業推進法を有機農業陣営の共通した基盤として意識的に活用していきたいものです。（本野）



●有機農業の今

農水省統計部によると、基幹的農業従事者1,739,000人のうち75歳以上が526,000人（全体の30.2%）。70歳以上は46.8%。39歳以下はわずか86,000人（4.9%）。有機農家の数は12,000、全農家数253万戸の0.5%。日本国内の有機農業栽培面積は1.6万ヘクタールで全農地**461万ヘクタールの0.4%**というのが現状です。

安倍政権の新しい農業政策は、農地集積、規模拡大、主にアジアの富裕層への輸出拡大。安倍首相が議長の内閣競争力会議は、農産物の生産性向上、高付加価値化のための企業ノウハウの活用を重視して、競争力の強化という「攻めの農業」を目指し、企業などが新規参入できるように市町村の範囲を超えて農業展開できるような環境を整備する方針を打ち出しています。日本の農薬使用量は1ヘクタールあたり約15kgで、世界一。しかし新規就農する若者の多くは有機あるいは環境保全型農業を志向しています。

【海外の有機農業のシェア】

イタリア	109.7万ヘクタール	8.6%
ドイツ	101.6万ヘクタール	6.1%
イギリス	63.9万ヘクタール	4.0%
フランス	97.5万ヘクタール	3.6%
アメリカ	194.9万ヘクタール	0.6%

有機農業の明日を語る会 賛同募集

【報告】 2014年1月24日・2014年4月23日



「有機農業の明日を語る会」とは？

金子美登（埼玉県小川町・写真右）、星寛治（山形県高島町・左）、鶴巻義夫（新潟県津南町・中央）の三氏が呼びかけ人となり、2014年1月24日に開催され120名が参加した第1回「有機農業の明日を語る会」に続き、第2回が4月23日に参議院会館にて開催され、約50名の参加がありました。当日は全国有機農業推進協議会事務局の折戸と秋元が進行し、若い参加者も活発に議論に参加しました。会場からの意見として「より多くの人が集まり、元気になれる場を創ろう」「パーマカルチャーの広がり学ぼう」「流通のあり方についても議論をしよう」「後継者をどれだけ育てられるかが問われている」といった声があがりました。

有機農業を希望の光として集おう

気候変動、環境汚染、原子力災害、TPP、人口爆発や食糧危機など、農業や地域を取り巻く危機的な状況に対応し、「未来への希望の光として有機農業に期待を込める」ことで、この閉塞的な状況を打破しようという趣旨の「有機農業の明日を語る会」では、三氏の呼びかけに賛同いただける有志を広く募っています。2008年に施行された有機農業推進法も、第一期5か年を終え、第二期の方針についての議論を重ねています。組織的・思想的な違いを乗り越え、共同で提言していく新しい流れを作り出すため、知恵と力を束ね、集っていただけたらと思います。

時代の転換点は今！

【賛同方法】

「有機農業の明日を語る会に賛同します」という件名で、お名前、ご所属、ご住所、お電話、Email、コメントをメールまたはファックスでご送信ください。電話でもお受けいたします。

[送信先] 金子美登（下里農場）
〒355-0323 埼玉県比企郡小川町下里 809
E-mail:simosato@bb.knet.ne.jp
電話・FAX：0493-73-0758

【参考情報】

ウェブサイト「ゆうきひろがる」では、2回の「有機農業の明日を語る会」の様子を動画や議事録で紹介しています。

URL：<http://www.yuki-hirogaru.net/>



第一回有機農業の明日を語る会の様子



写真提供
都市生活者の農力向上委員会



全有協からのご案内

原発事故から3年

有機農業 福島セミナー(仮)

日時：8月23・24日

場所：福島県内(予定)

全国有機農業推進協議会(全有協)、日本有機農業研究会(日有研)、福島有機農業ネットワーク、IFOAM JAPAN、有機農業参入促進協議会(有参協)などからなる実行委員会形式で企画中のセミナーです。セミナーでは宣言文を採択し、10月にトルコ・イスタンブールで行われるIFOAM世界大会において発表する予定です。

実行委員会に参加を希望される個人・団体は、全有協事務局までご連絡ください。



書籍「放射能に克つ農の営み」

1900円+税 出版：コモンズ

【書籍】「農と言える日本人

～福島発、農業の復興へ」

(1800円+税 出版：コモンズ)

【目次】第1章 被災地で農家の生の声を聞く、第2章 研究者と農家の協働が生み出す成果、第3章 足尾と水俣に学ぶ、第4章 科学者の責任と倫理

【著者紹介】

野中昌法：1953年栃木県安蘇郡葛生町(現・佐野市)生まれ。2011年の東日本大震災と原発事故以降は、いち早くブログで情報と分析を発信。5月から福島県で農業復興調査研究を開始し、継続中。新潟大学自然科学系教授。農学博士(東京大学)。



◎全有協イベント情報

●全国有機農業推進協議会 第8回通常総会

日程：6月13日(金) 13:30～16:30

内容：特別講演「見直し基本方針」の具体化に向けて(予定)

会場：参議院議員会館1階B-104会議室

●土と平和の祭典2014(実行委員募集中)

日程：10月19日(日)

開場：10:00 終了：17:00

場所：日比谷公園

主催：種まき大作戦 共催：全国有機農業推進協議会

URL：<http://www.tanemaki.jp>

●11月2日(日)第一回Ogawa Organic Fes.(予定)

開場：11:00 終了：15:00

場所：場所：下里1区集落センター

主催：米作りから酒造りを楽しむ会実行委員会&下里有機の里づくり協議会

第二期有機農業の推進に関する基本方針 概要・骨子等、資料が公開されています

<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kankyo/140425.html>

農水省は4月25日、有機農業推進法に基づく基本計画5か年の第二期について、公開しました。これまでの提言活動については本文で紹介していますが、全有協では今後も有機農業推進議員連盟や農水省生産局有機農業推進班との対話や、「有機農業の明日を語る会」など、裾野を広げ、有機農業の推進に取り組んでいきます。

【農水省問い合わせ窓口】

農水省生産局農業環境対策課	03-3502-5951
北海道農政事務所農政推進課	011-642-5410
東北農政局農産課	022-221-6179
関東農政局農産課	048-740-0408
北陸農政局農産課	076-232-4302
東海農政局農産課	052-223-4623
近畿農政局農産課	075-414-9021
中国四国農政局農産課	086-224-9411
九州農政局農産課	096-211-9368
沖縄総合事務局生産振興課	098-866-1653

全有協通信 No. 18 (発行：2014年6月1日)

発行人 金子美登 (発行元 特定非営利活動法人 全国有機農業推進協議会)

住所：〒135-0053 東京都江東区辰巳1-1-34 生活協同組合パルシステム東京辰巳ビル3F

電話：03-6457-0666 FAX：0475-89-3055

Email：info@zenyukyo.or.jp

公式サイト：<http://www.zenyukyo.or.jp>

事業サイト：<http://www.yuki-hirogaru.net>

【全有協にご入会ください】(年会費1口 正会員：個人1万円/団体5万円、賛助会員：個人3千円/団体1万円より)

口座：ゆうちょ銀行振替口座(支店コード：019店)00180-7-687517(当座)

名義：特定非営利活動法人 全国有機農業推進協議会

通信欄に「全有協会費(個人・団体)、口数、お名前、ご連絡先、ご所属等」をお書きください。